

令和 8 年玉村町議会第 2 回定例会会議録第 3 号

令和 8 年 6 月 3 日（水曜日）

議事日程 第 3 号

令和 8 年 6 月 3 日（水曜日）午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１３人）

1 番	川 端 悟 君	2 番	峯 岸 敬 一 君
3 番	笛 木 美登利 君	4 番	嶋 田 由紀子 君
5 番	井 上 景 子 君	6 番	松 本 幸 喜 君
7 番	羽 鳥 光 博 君	8 番	堀 越 真由子 君
9 番	備前島 久仁子 君	10 番	高 橋 茂 樹 君
11 番	浅 見 武 志 君	12 番	月 田 均 君
13 番	新 井 賢 次 君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	石 川 眞 男 君	副 町 長	萩 原 保 宏 君
教 育 長	鈴 木 寛 史 君	総 務 課 長	丸 山 智 志 君
企 画 課 長	関 根 伸 行 君	税 務 課 長	貫 井 利 行 君
健康福祉課長	岡 田 寛 子 君	子ども育成課長	畑 中 哲 哉 君
住 民 課 長	齋 藤 博 君	環境安全課長	齋 藤 智 彦 君
経済産業課長	平 野 敏 行 君	都市建設課長	原 田 英 樹 君
上下水道課長	上 村 明 弘 君	会計管理者 兼 会計課長	加賀美 博 隆 君
学校教育課長	青 木 栄 二 君	生涯学習課長	金 子 英 明 君

事務局職員出席者

議会事務局長	関 根 聡 子	局 長 補 佐	萩 原 穰
庶務係兼 議事調査係	爲 谷 麻 友		

○開 議

午前 9 時開議

◇議長（新井賢次君） 着席願います。おはようございます。ただいまの出席議員は 13 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第 1 一般質問

◇議長（新井賢次君） 日程第 1、一般質問を行います。

2 日に引き続き、順次発言を許します。

初めに、6 番松本幸喜議員の発言を許します。

〔6 番 松本幸喜君登壇〕

◇6 番（松本幸喜君） 議席番号 6 番松本幸喜です。外は大荒れですけれども、雨にも負けずに質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、この庁舎から町を概観いたしますと、もう周辺、あちこち新しい家が建ち始めています。今まで長年空き家状態が続いていた家が壊されて、新しい家がここそこに散見されるようになってきています。これもひとえに、行政の皆さんの努力のたまものかなと思いながら町なかを通っているわけなのですけれども、さらにそれを進めていくために質問をさせていただきたいと思います。

まず 1 つ目、空き家対策について。令和 4 年 3 月の人口は 3 万 6, 053 人、令和 8 年 3 月の人口は 3 万 5, 212 人。外国籍住民の増加があるにもかかわらず、ここ 5 年間では毎年 200 人から 300 人の減少傾向が続いており、より一層の人口対策が求められている。町の人口対策は、子育て支援や交通インフラの改善による利便性の向上等による総合的な町の魅力を高めることに力を入れており、町の活性化に寄与しているものと思われるが、新たな住民の受皿となる利用可能な宅地の確保及び空き家の活用は、人口増を果たす上でより重要となっている。そこで、以下の質問を行います。

1、現状の空き家対策について伺います。

①、空き家無料相談会、空き家バンク制度、空家除却補助事業、空き家リフォーム補助金、空き家片付け補助金、空き家バンク登録奨励金の制度があるが、これらの利用実績は何件か。

②、過去 5 年間の新規住宅軒数の推移はどのようなになっているか。

③、町内及び町外にいる空き家所有者の割合はどのようなになっているのか。

次に、2、今後の空き家対策について伺います。

①、特定空家及び管理不全空家の認定件数は何件あったか。

②、特定空家及び管理不全空家の認定方法はどのような手順で行われるのか。

③、管理不全空家の認定基準はつくられているのか。

④、町外に住む空き家所有者との連絡はどのように行われているのか。

次に、町営住宅について伺います。現在、新たな入居を停止している町営住宅が3か所あり、こうした町営住宅の計画の見直しが行われるものと思われるが、今後の見通しについて伺います。

①、新たな入居を停止している各町営住宅の入居者数は各何人か。

②、入居を停止している町営住宅の老朽化が進んでいるが、部分的な取壊しはできないか。

③、福島の町営住宅は、居住している住宅以外は取り壊されているが、こうした宅地は希望者に分譲することはできないのか。

以上について、一次質問を行いたいと思います。

◇議長（新井賢次君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） おはようございます。それでは、松本幸喜議員のご質問にお答えします。

初めに、空き家対策についてお答えします。現在玉村町の空き家対策につきましては、令和元年度に玉村町空家等対策計画を策定し、令和5年度に第2期玉村町空家等対策計画に改定を行い、その計画に基づき空き家の無料相談会の開催、空き家バンク制度の整備、空き家の除却や空き家利活用のための補助制度などを創設して、空き家対策に取り組んでいるところであります。

まず、1点目の現状の空き家対策に関する利用実績についてですが、まず昨年度の主な実績で申し上げますと、空き家の無料相談会につきましては、NPO法人群馬県不動産コンサルティング協会との共催で、5月、8月、11月、2月の計4回開催して、合計13件の相談を受けております。空き家バンク制度につきましては、令和元年度の制度創設以来、令和6年度までは、令和2年度の1件の登録と契約成立のみの実績でしたが、昨年度空き家バンク登録奨励金制度を創設したことにより、登録後の民間取引契約成立も含めて4件の物件登録があり、現在は1件の登録物件があります。

空家除却補助事業補助金につきましては、昨年度7件の申請があり、補助金の交付をしております。

また、空き家リフォーム補助金につきましては、まだ実績はありませんが、空き家片付け補助金につきましては空き家バンクに登録された物件が対象となり、昨年度は2件の補助申請があり、補助金を交付しているような状態です。

次に、過去5年間の新規住宅軒数の推移についてですが、税務課の固定資産税賦課データによりますと、新築戸建て住宅数は令和3年が155戸、令和4年が142戸、令和5年が129戸、令和6年が116戸、令和7年が107戸という状況になっております。

次に、町内及び町外にいる空き家所有者の割合についてですが、現在の計画を策定する際に実施した令和4年度時点の調査では、町内が約4割で町外が約6割となっております。

次に、2点目の今後の空き家対策についてですが、まず特定空家及び管理不全空家の認定件数は何件あったかのご質問につきましては、これまで過去3件の特定空家を認定した記録があり、うち2件につきましては、既に除却がなされているような状況です。管理不全空家の認定につきましては、これまで認定の記録はございません。

次に、特定空家及び管理不全空家の認定方法はどのような手順で行われるのかにつきましては、まず特定空家や管理不全空家に該当すると思われる空き家を確認した場合、所有者へ適正な管理を依頼します。その後、継続して改善が見られない場合には、立入調査を実施した後、調査結果を基に玉村町空家等対策協議会に諮問し、最終的な認定を行う手順となっています。

次に、管理不全空家の認定基準はつくられているのかにつきましては、現状玉村町独自の認定基準等の策定はしておりません。国の定める「特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針」を参考に、調査や認定を行うこととなっております。

最後に、町外に住む空き家所有者との連絡はどのように行われているかについてですが、管理が不十分な空き家に対して、近隣住民などから苦情や相談が寄せられた場合には、まずは現地の状況等を確認して、物件の所有者等に対して適正な管理を求める文書を送付して対応を依頼しております。その際にも、空き家無料相談会の案内などを同封して、適正管理や利活用についての相談や助言、情報提供ができるような対策を講じているところでございます。

また、町のホームページに各種支援制度などを掲載して補助金等の周知を図っているほか、今年度からは税務課の固定資産税納税通知に空き家についての各種支援制度のチラシを同封することにより、町内外にかかわらず、全ての物件所有者に制度周知を行い、現在空き家でない物件についても今後の予防的な面も含めて情報提供を実施しております。

いずれにしましても、空き家の対策につきましては、玉村町だけではなく全国的な問題でありますので、今後も社会の状況や様々な情報の収集を行いながら、関係団体などと協力、連携して継続した対策を推進してまいりたいと考えております。

次に、町営住宅についてのご質問にお答えします。玉村町では、現在11団地の町営住宅を管理しており、そのうちの布留坡団地、福島団地、与六団地につきましては、新規の入居募集を停止しているような状況です。

まず、1点目の入居者数についてですが、現在布留坡団地は1世帯、福島団地は4世帯、与六団地は2世帯、合計で9名の方が入居されております。

次に、2点目の部分的な取壊しはできないのかについてですが、いずれの団地につきましても老朽化が進んでいることは認識しており、木造建物の布留坡、福島団地につきましては、これまでも入居者が退去された後に、建物の解体を個別に実施しております。与六団地につきましては、長屋タイプの建物で、簡易耐火構造のコンクリート造りとなっていますので、現在までのところ部分的な解体は実施しておりません。

次に、3点目の福島団地の取壊し後の宅地分譲についてですが、平成29年度に改定された現行の玉村町公営住宅等長寿命化計画におきましては、福島団地と与六団地については、将来的な団地再編の受皿として建て替えを行う計画とされているところですが、今後の少子高齢化、人口減少社会の動向等を見据えた町営住宅の新規建設ニーズや他の活用方法などにつきまして、令和9年度に改定予定

の長寿命化計画の中で、玉村町公共施設等総合管理計画や群馬県住生活基本計画、第6次玉村町総合計画等の関連計画との整合性を図りながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

◇議長（新井賢次君） 6番松本幸喜議員。

〔6番 松本幸喜君発言〕

◇6番（松本幸喜君） それでは、二次質問に移らせていただきたいと思います。

空き家対策について、具体的な手だてがここ数年大変多くなって、除却だけでなく様々な方向で取組がされているかと思いますが、ただ、残念ながら今の件数でいきますと、周知がなかなか行き届いていないかなと思います。

空き家無料相談会、今まで13件ということなのですけれども、これが成約につながった、成約といますか、売買につながった、そういう情報はお持ちでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

空き家無料相談会に来られる方につきましては、現在空き家をお持ちの方、また今後空き家を持つかもしれないという方、また町内ではなくて、町外に空き家を持っていて玉村町に住んでいる方、そういったいろんな方がいらっしゃいますので、全ての方が玉村町に空き家を持っているというわけではないのですけれども、最近の例ですと、空き家無料相談会にいらっしゃいまして、その場で相談員さんに相談をして、その相談員さんに、ではお任せしますということで、それが契約につながったということは相談員さんから聞いております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 6番松本幸喜議員。

〔6番 松本幸喜君発言〕

◇6番（松本幸喜君） 難しい面も多々あるかと思うのですけれども、町内の不動産屋さんが町内の空き家状況ですとか、そういうものについては非常に詳しいかと思うのですけれども、そういった不動産屋さんとの交渉といますか、空き家を積極的に取り扱っていただくような、そういう要請等は行っているのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

流通に乗るようなものは、既にその個人の方、お持ちの方が不動産屋さんに直接ご相談をしておりますので、そちらについて町で何かするという事はしておりません。町としましては、相談会にいらした方がその場で相談をして、そこで頼んでもいいし、また今後知り合いの不動産屋さんに頼んでいただいてもいいのかなと感じております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 6 番松本幸喜議員。

〔6 番 松本幸喜君発言〕

◇6 番（松本幸喜君） 様子を見ますと、大分条件のいい土地ですか、そういった空き家状態のところというのは、比較的早い段階で売買が成立しているように見受けられます。もう 5 年前、6 年前になりますか、除却の補助金が出て、その除却件数についても、以前は予算いっぱいいっぱいまで要望が強くあったわけなのですけれども、徐々に減りつつあるというようなところは感じられます。

また、新規の戸建て住宅軒数、これを見ますと令和 3 年が 1 5 5 軒、4 年になると 1 4 2 軒、5 年が 1 2 9 軒、6 年が 1 1 6 軒、7 年が 1 0 7 軒と徐々に減ってきているのです。これ宅地の供給が、まずは町内の条件のいい土地からどんどん売れているというようなことではないかと理解できるのですけれども、その辺はどのように考えているのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

おっしゃるとおり、令和 3 年から徐々に減りつつあるのですが、その辺の動向については何とも、こちらのほうでは分からないところでございます。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 6 番松本幸喜議員。

〔6 番 松本幸喜君発言〕

◇6 番（松本幸喜君） 特に働きかけがしやすい町内の土地所有者、大体の方が相続等でお持ちになっているケースが、私の知る範囲の中では非常に多いと感じています。その町内でお持ちの空き家をどう管理するかというようなところで、もう町内の所有者の方自体が高齢化してきているケースというのは、よく話には聞いているのです。それを孫の世代にまで引き継がせるのは心苦しいということで、何とか処分をしたいというような話はよく聞きます。

そういうことで処分が、町内の方の場合は、自分の持っている空き家の状態というのも把握しやすいですし、草むしりだとか、そういうようなところで出向く機会も持てるわけなのですけれども、今度は町外になってしまうと、場合によっては玉村町に土地、建物を持っていたとしても、住んでいるのは東京都内であつたりというような形で県外の人たち、こういった人たちとの意思疎通といいますか、連絡、そういったものは十分取れているのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

空き家の所有者の割合、先ほど町長の答弁にもございましたが、町内が 4 割で、県内が 4 割、県外

が2割ということで、町外が6割ということなのですからけれども、なかなか町のホームページとか広報で周知をしたとしても、町外の6割の方には周知が届かないということでありまして、今回、固定資産税の納税通知書、こちらは建物をお持ちであれば、ほぼ全ての方に行きますので、県外の方につきましてもそういった情報が送られるということで、町がやっている支援策についてのチラシを同封させていただきました。

これによれば、玉村町にお持ちの自分の建物についてこれだけ税金がかかっているということで、何とかしなければならないということで、そういったときにその支援のチラシがあることによって、では一度相談をしてみようかと、町に電話をしてみようかと、そういったお持ちの方が悩んでいることについて、まず背中を押してあげると、そういったことで今回チラシを同封させていただきました。このチラシの同封につきましては、来年度におきましてもチラシを入れさせていただきます、町外の方につきまして周知を図っていきたいと考えております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 6番松本幸喜議員。

〔6番 松本幸喜君発言〕

◇6番（松本幸喜君） 現在、玉村町の空き家の状態、これを調査する必要があるかと思うのですが、来年度の調査はいつ頃になるのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

調査につきましては、空き家の対策計画をつくる際に調査を行っていますので、前回の調査が、令和5年度に空き家計画を策定しましたので、令和4年度に調査をしております。今度策定するのが令和10年度になりますので、令和9年度、来年調査を行う予定でございます。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 6番松本幸喜議員。

〔6番 松本幸喜君発言〕

◇6番（松本幸喜君） その折に、周辺住民の方に話を聞いて、例えば周辺住民の方から苦情が来るというようなことがあるかないか、そういった調査も含めた調査活動になるのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

調査のやり方としますと、まず空き家かどうかの確認ということが必要になりますので、上下水道課のほうに、まず建物の水道使用量がどうなっているかというものを依頼しまして、そこでずっと水道が使用されていないと。そういったものについて、今度現地に行きまして、どういう状況になって

いるかということ进行调查する形になりますので、その際に周辺の方がいらっしゃれば聞いたりすることもございます。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 6番松本幸喜議員。

〔6番 松本幸喜君発言〕

◇6番（松本幸喜君） ぜひその折に、周辺の人たちがどういう状態になっているのか、どう感じているのか、迷惑施設になっているのかどうか、こういった苦情も含めて聞いていただき、調査をしていただきたいなと思います。

なぜそういうことになるかという、先ほど町長の答弁の中にもありましたように、個別に調査結果を直接空き家の持ち主に送ることができるのは、周辺住民からの苦情があった場合というような規定があるようなのですが、これについては環境安全課も行っているように思うのですが、環境安全課は、その点についてはどういう取組をされているのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤智彦君発言〕

◇環境安全課長（齋藤智彦君） お答えいたします。

周辺の住民の方や地域の方から、空き家に限らず建物の敷地に雑草や枝木が繁茂しているという連絡があった際には、現地を確認して、写真を撮りまして、所有者等に通知をさせていただいています。そのときには、ご自身で対応していただくようにというお願いと、もしご自身でできない場合には、こういった業者さんがありますよということで、業者さんの名前と連絡先が入ったものも送っているという状況です。

◇議長（新井賢次君） 6番松本幸喜議員。

〔6番 松本幸喜君発言〕

◇6番（松本幸喜君） その場合、都市建設課では、そういった空き家に対して空き家相談会ですとか、空き家の除却の補助金ですとか、そういう通知を出しているわけなのですが、一緒にそういう通知を入れることはできますか。

◇議長（新井賢次君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤智彦君発言〕

◇環境安全課長（齋藤智彦君） お答えいたします。

町長の答弁にもありました固定資産税の納税通知書に同封している空き家の支援事業ですとか、あとホームページにも載っております空き家の無料相談会のものとか、同封することは可能です。

◇議長（新井賢次君） 6番松本幸喜議員。

〔6番 松本幸喜君発言〕

◇6番（松本幸喜君） 都市建設課でも、そういった調査があったときに、環境安全課を通してそう

いった通知を年に何度かというか、都市建設課で行っている通知だけでなく、そういった環境安全課で行っている通知と一緒に同封してもらって、そういう情報をお届けできるようにしていくということとは可能なのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） 十分可能でありますので、今後そうしたいと思います。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 6番松本幸喜議員。

〔6番 松本幸喜君発言〕

◇6番（松本幸喜君） ぜひそのような形で機会を増やしていく、納税通知書だと年1回という形になってしまいますので、見過ごされるケースというのも多々あるかと思うのです。ですから、ぜひそういった形で一緒にできるところは連携を図っていただいて、取り組んでいただけたらと思います。

特に空き家状態のまま残されて困るのは、県外の人たち。こういった人たちに、どうアプローチしていくかというのは非常に重要だと思うのです。どうしても県外だと、自分の実家なりなんなり相続をしたものが主だと思うのですけれども、そういうものがどういう状態になっていて、近隣の住民にどのような影響を与えているかというような側面がまず1つあります。

もう一つ、昨日の井上議員の質問の中にもありましたけれども、玉村町は宅地が少ないわけです。少ないといっても、希望に沿った形での宅地が非常に少ない。なぜかというところ、そこに空き家があるわけです。あるがために、移り住んできたい人たちがいたとしても、なかなか移り住めないというような状況もあるかと思います。そのためにも、ぜひ空き家の除却を重点的に取り組んでいただけたらと思います。

健康福祉課に聞きたいのですが、昨年と今年の独り暮らしの高齢者の見守り支援というのをやっているかと思うのですが、その件数はどのくらいあるのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君） お答えします。

民生委員さんをお願いしているお元気ですか訪問、独居高齢者の支援なのですが、昨年度、今年度、そんなに人数は変わらなく、大体400人前後が件数になっています。ちなみに、これは独居高齢者の中で、その支援を希望した人の人数になっているので、独居高齢者が何人いるかというところ、この400人前後よりは多いと思います。

ちなみに、令和2年度の国勢調査の数字なのですが、65歳以上の高齢者単身世帯は1,275件になっています。なので、令和7年度、去年の国勢調査の結果が今年度冬ぐらいですか、公表されるかと思うので、その数字が一番正しい数字に近いのかなと思います。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 6番松本幸喜議員。

〔6番 松本幸喜君発言〕

◇6番（松本幸喜君） 65歳以上だと大分幅が広いようなのですけれども、75歳以上だと700人から800人ぐらいと私のほうでは伺っています。75歳以上の単身者の見守りが必要な人の人数というのは、今年は少し増えましたか。民生委員さんが訪問している件数というのは、何件ぐらいになりますか。

◇議長（新井賢次君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君） お答えします。

お元気ですか訪問の対象の年齢が70歳以上だったかなと思うのですけれども、それが先ほど回答した400人前後です。高齢者調査というのを、8月末ぐらいまでに民生委員さんにしていただくのですが、その数字については今資料を持っていないのですけれども、その中から訪問支援を希望された方というのが大体400人ぐらいということになっています。

◇議長（新井賢次君） 松本議員、通告外になっている可能性ありますので、気をつけてください。
6番松本幸喜議員。

〔6番 松本幸喜君発言〕

◇6番（松本幸喜君） なぜ聞いたかという、この対象になっている400人の方、お亡くなりになった時点で、住んでいる家が空き家になるという可能性のある件数ということになるかと思います。

これから、日本全体が多死社会という時代になってきていると言われていています。ですから、空き家というのは今後急激に増えていく。特に玉村町については、統計を見ると1980年頃から2000年にかけて、急激に人口増加をしています。今件数が増えているのは、移住してきた人も含めて、それなりの年齢になってきていると。今後、その人たち一気に入ってきているので、人口減が一気に来る可能性というのは、非常に危機感を持って対応する必要があるのではないかなと考えているわけなのですけれども、その中で新たな人口増を図るということであれば、人を受け入れる環境づくり、宅地を造成するというような環境づくりをこれからしていかななくてはならないと、そういうふうに強く思うところでございます。

ですから、よく人口減少、高齢化、今日本全体がそうなっているのだからしょうがないよという方もいるようなのですけれども、しょうがないと言っていたらそのままなのです。何もしないということとほとんど変わりません。そういう中で、何とか生き残りを図るためにもがき苦しまないと、改善とまで言わないまでも、現状を維持するということ自体が難しくなると、そういう時代に来ていると、瀬戸際なのではないかなと思います。だから、今からいろんな形でやっていてよかったということになるように取組をしていきたいと思います。

先ほどほかの課との連携ということで、連絡を取りやすいような方式として今都市建設課が取り組んでいるのは、1つは固定資産税納税通知のときにチラシを入れると、今話に上がったところで、環境安全課とも連携して通知をしていくと。もう一つやり方があると思うのです。それは、3年前ですか、導入された管理不全空家の制度です。管理不全空家の制度を活用して認定することで、都市建設課独自に通知を送ることができるのではないかと思いますので、その辺はどのようにお考えでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

特に管理不全空家に指定しなくても、通知は都市建設課で送っております。そういった苦情等があれば、まず現地を確認して、その後所有者を調べて、その方に適正な管理を依頼するということをやっています。その際に、先ほどもありました無料相談会の通知とか、そのほかのものについても同封しておりますので、まずはこちらで管理不全空家に指定する前に所有者への連絡、適正な管理の依頼ということで行っている状況でございます。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 6番松本幸喜議員。

〔6番 松本幸喜君発言〕

◇6番（松本幸喜君） そういった連絡を取っている件数というのは、昨年度は何件ぐらいあったのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

昨年度につきましては、6件ございました。うち1件は、同じ家に通知を送っております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 6番松本幸喜議員。

〔6番 松本幸喜君発言〕

◇6番（松本幸喜君） 以前やはり同じような質問をさせていただいて、空き家の件数というのが、前々回調べたのが170件でした。前回調べた調査結果だと約270件、約100件増えているわけです。その間に、町の補助金を使って80件ぐらい除却を行っていますので、180件全体としては増えているような勘定になると思います。

今回、先ほど報告していただいたように、空き家が増える傾向というのは顕著に出てきていると思うのです。空き家の予備軍になっている方たちというのが、相当数いるというのが現状であります。ですから、もうちょっと主体的に取り組めるように、件数的にはちょっと少ないのではないかなと個

人的には思うのですけれども、管理不全空家だからといって、すぐにペナルティーを課するというわけではありませんので、そういった可能性がありますよというような通知も含めて所有者に処分を促していく、そういう必要があると感じるのですけれども、その辺はどうでしょう。

◇議長（新井賢次君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

今のところ、そういった苦情等があつて通知を送ったときには、対応していただいているような状況ですので、まだ管理不全空家までこちらで指定する必要はないのかなとは感じております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 6番松本幸喜議員。

〔6番 松本幸喜君発言〕

◇6番（松本幸喜君） 私はよく町内をいろいろ見て回っているのですけれども、もう庭に竹が繁茂して、常識的な見方で言えば住める状態でないところ、草刈りだとか、そういうのはしたのかもしれないのですけれども、年間最低3回から4回やらないと草は生い茂ります。空き家状態になっていて、近隣住民の人たちにどうですかって声をかければ、いや、もう木の葉っぱが落ちてきて大変なんだよとか、そういうような形になるのですけれども、積極的に行政に働きかけて何とかしろという方は、比較的少ないかなと思います。

木が放置されて10年、20年すると大変な太さになって、もう近隣住民が枝切りぐらいでは済まないというような状態になっている家も見受けられます。そういったところを考えると、件数的には非常に少ないのではないかなと思うのですけれども、その辺はどうでしょう。

◇議長（新井賢次君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） 今おっしゃられました件数的に少ないというのは、苦情の件数が少ないということでしょうか。

〔「そういうことです」の声あり〕

◇都市建設課長（原田英樹君） その辺は、何とも言えないところではございますが、苦情等が来れば現地を確認させていただいて、適正な管理をしていただくようお願いをしていきたいと思ひます。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 6番松本幸喜議員。

〔6番 松本幸喜君発言〕

◇6番（松本幸喜君） 苦情等が来ればというのは、今までの姿勢だと思うのですけれども、管理不全空家であるかどうかは、行政側が判断するものではないかなと思うのですけれども、自分たちで独自の基準をつくって、その基準に当てはまる件数がどのぐらいあるかというのを調べるということで

はないかと思うのですけれども、要するに受け身の姿勢ではなくて、自分たちの基準の中の件数というのを調べる、そういうようなつもりはございますか。

◇議長（新井賢次君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

それにつきましては、来年度調査を行いますので、そのときにどの程度の損傷があるのかとか、庭がどういう状況なのかとか、そういったものをデータにまとめて、その際に検討していきたいと思います。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 6番松本幸喜議員。

〔6番 松本幸喜君発言〕

◇6番（松本幸喜君） 来年度行うというようなことなので、今のうちからその準備というようなことで、ぜひ検討をしていただきたい。

管理不全空家が、せっかくできた制度ですから、特定空家にいきなり行くということは非常に難しいかなと。指定を受けたところも事の重大性みたいなものを認識するまでの時間が必要だと思いますので、そこに至るまでの期間の対応というようなことかと思います。せっかくできた制度ですので、ぜひ町の基準というものをつくって、管理不全空家ですよというような通知ができるような、そういう体制づくりというのを図っていただきたいなと思います。ぜひ調査する上でも、そういった項目を立てて調査活動を行っていただければと思います。よろしくお願いします。

次に、町営住宅について伺いたいと思います。入居件数、確かに非常に少なくて入居停止をしている状態ですので、非常に件数が少ないわけなのですけれども、高齢化で、なかなかほかの場所にすぐに移動ということができないということもあるかと思うのですけれども、例えば福島町の町営住宅、大体住んでいる人以外の建物の除却は終わっていると思うのですけれども、その分譲ですとか処理の計画、こういったものはどのようになっているのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

現在の計画におきましては、福島団地につきましては除却後建て替えということで計画ができていますけれども、今後こちらのほうも長寿命化計画を策定予定でございますので、そちらのほうで、今後そこをどういうふうに活用するのかということを考えていきたいと思います。

退去者が出た際には、それが戸建てのものであればすぐ除却をして、長屋建てのものであれば、もう一戸のほうにお住まいの方も退去されたときに除却のほうをしている状況ですが、なかなか全部分譲等を行うには水道管の具合とか、水道管が布設されていますので、その辺の切替えとか、そういつ

たものもありますので、除却をしたから、すぐにそこについて何か分譲するとかというのが今できないような状況でございます。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 6 番松本幸喜議員。

〔6 番 松本幸喜君発言〕

◇6 番（松本幸喜君） これから見直しということなのですけれども、今の計画だと、新たに建設というような計画にはなっているかと思うのですけれども、見直しをする、その需要ですね、そういったもの。要するに、町営住宅に住みたいというような需要というのは、今現在どうなっているのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

以前は町営住宅、入居待ちの方が大変多くいらっしゃったのですが、今現在は入居待ちの方はいらっしゃいません。入居可能な戸数につきましても、町営住宅の入居できるものについては全部で10戸ほど確保しております。こういったことから、今現在住宅に困窮されている方が窓口相談に来た場合は、書類等をそろえていただいて、契約等が終わればすぐに入居ができるような状況になっておりますので、それほど昔に比べて、町営住宅にどうしても入りたいという需要はないのかなと感じているところでございます。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 6 番松本幸喜議員。

〔6 番 松本幸喜君発言〕

◇6 番（松本幸喜君） 以前は、13か所そういう町営住宅があるというようなことで、玉村町として考えると、非常に手厚い対応がされていたのかなと思いますけれども、人口がどんどん減少している中で、やはりその割合に従って必要な人たちも減ってきている。減ってきているのであれば、そういった施設というのもほかの面で生かしていけるような、そういう計画の見直しというのが必要になるかと思うので、その辺も加味した形で考えていただければと思います。

ただ、もう一点、例えば高齢者の部屋を借りるというような形が、非常に取りづらいというような現状もあるようです。そういった人たちの対応というのは、出てきた場合、町は今後どのような形で部屋を準備するか、お考えがもしあれば、対応策が示せるようであればお聞きしたいのですけれども、どうでしょう。

◇議長（新井賢次君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

町営住宅につきましては、高齢の方の単身入居というのは認められていますので、基準で入れることになっていますので、今までどおり高齢の方であっても、町営住宅のほうに入居は可能でございます。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 6番松本幸喜議員。

〔6番 松本幸喜君発言〕

◇6番（松本幸喜君） そういう意味でも、一定数の町営住宅というのはどうしても維持していく必要があるかと思うのですけれども、戸数がどんどん減っていく中で、例えば既存の空いているアパートですとか、そういった部屋が町内に随分あるように感じているのですけれども、そういったところを借り受けて町営住宅と同じレベルで借りられるような、そういった制度を取ることで町営住宅の数を一定数減らすことはできないものか、お聞きしたいのですけれども。

◇議長（新井賢次君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

今現在町営住宅につきましては、入居できるものが11団地ありまして、1か所に集中することなくある程度散らばっておりますので、そこで入居可能な部屋を確保しつつ、また需要がだんだん減ってきていますので、そういった団地の中でもだんだん戸数を減らして必要なものだけ確保しておきながら、維持管理もかかりますので、その団地内で統合していくような形を取っていきたいと考えております。ですので、今現在は町営住宅で入居可能な状況にはなっておりますので、町営住宅に関しましては民間のアパートを借り上げてとか、そういったことは今のところ考えておりません。ただ、今後計画をつくりますので、その中でもそういった議論があるのかなというふうには考えております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 6番松本幸喜議員。

〔6番 松本幸喜君発言〕

◇6番（松本幸喜君） ぜひそういうふうに町内にある社会的な資源を活用するという面で、行政独自で全て面倒を見るということではなくて、使える資源については積極的に活用していく、官民で協力できるところは協力すると。難しい面も出てくるかとは思いますが、そういう幅広い視野で、そういった低所得者層の対応というのを考えていただければいいのかなと思います。

今回この町営住宅の件に関してもそうなのですけれども、新たな若い人たちを受け入れるための受皿、そういったところで、今回については町営住宅の跡地、計画の見直しですか、そういったものを確保するということ、それと空き家対策の中で、若い人たちが入りやすい環境をつくっていく土地政策というものをぜひ考えていただけたらと思います。

以上で私の質問を終わりにします。

◇議長（新井賢次君） 休憩いたします。１０時１５分に再開いたします。

午前９時５２分休憩

午前１０時１５分再開

◇議長（新井賢次君） 再開します。

◇議長（新井賢次君） 次に、２番峯岸敬一議員の発言を許します。

〔２番 峯岸敬一君登壇〕

◇２番（峯岸敬一君） 議席番号２番峯岸敬一です。議長のお許しが出ましたので、通告書に従って一般質問をさせていただきます。

１、町における水道・下水道行政について。近年全国の自治体では、水道管や下水道施設の老朽化が大きな問題となっております。特に高度成長期に整備された施設が更新時期を迎える中、人口減少による料金収入の減少や技術職不足も重なり、持続可能な事業運営を求められております。

国では、官民連携によるウォーターＰＰＰを推進し、包括委託や広域連携などの導入を進めております。一方で、水道事業は住民生活に直結する極めて重要なパイプラインであります。そこで、町における今後の水道、下水道行政について伺います。

①、町における水道管、下水道施設の老朽化及び維持管理の状況について伺います。

②、ウォーターＰＰＰの認識について伺います。

③、ウォーターＰＰＰについて、情報収集、調査研究、導入可能かをどのように考えているか伺います。

④、包括委託や広域委託など、今後の官民連携の方向性について、町の考えを伺います。

２、マンホールの蓋のデザイン化について。

①、マンホールの蓋のデザインの現況について、種類や設置数、デザインのコンセプトを伺います。

②、現行のマンホールのデザインについて、（観光振興・地域ＰＲ・教育的活用）といった目的をどのように位置づけているか伺います。

③、他自治体では、マンホールカードの配布やデザインを活用した観光誘客に取り組み、一定の成果を上げている事例も見受けられます。町として、こうした事例の調査研究は行っているかを伺います。

④、マンホールは単なる蓋ではなく、地域の魅力を発信する足元の広報媒体であると考えます。町としてどのように活用していくか、今後の方針を伺います。

３、白線・横断歩道・スクールゾーンの安全対策について。

①、学校区における通学路ライン（外側線・横断歩道・スクールゾーンの表示等）の設置及び劣化

状況はどのように把握されているのか伺います。

②、現場を見ると白線が消えている箇所や、横断歩道が見えにくい箇所が見受けられます。こうした箇所について、補修の優先順位や判断基準はどのように設定されているか伺います。

③、小学校区ごとの通学路のライン点検、スクールゾーンのカラー舗装化、減速を促す路面標示の強化、通学時間帯の注意喚起表示については、一日でも早く実施する必要があると考えます。子供たちの命に関わる問題です。町の考えを伺います。

4、町における御神木・老木の把握について。

①、町における御神木及び老木について、位置や本数、樹木の状態などの把握は行われているか伺います。

②、過去において倒木や枝の落下などの事例があったのか、またその際にどのように対応したのか伺います。

③、町として、現状把握と今後の安全対策をどのように進めていくのか方針を伺います。

◇議長（新井賢次君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 峯岸敬一議員のご質問にお答えします。

初めに、町における水道・下水道行政についてお答えします。まず初めに、1点目の町における水道管、下水道施設の老朽化及び維持管理の状況についてですが、まず水道管につきましては、令和6年度末時点において管路の総延長は約281キロメートルであり、そのうち法定耐用年数40年を超えた管路は約98キロメートル、管路経年化率は約35%となっています。また、年間の管路更新延長は約3.9キロメートル、管路更新率は約1.4%となります。

なお、維持管理面では、老朽化や耐震不足を改善するため、基幹管路と重要給水管路を優先しながら更新工事を実施しています。ただし、有収率は約90%とおおむね健全な値ではありますが、令和6年度の漏水量は年間約44万3,000立方メートル、水道管事故の総件数は58件であります。

次に、下水道施設につきまして、昭和56年に建設着手し、昭和62年から供用開始しております。現在管路の総延長は約220キロメートルとなっております。よって、法定耐用年数とされる50年を経過している管路はありませんが、令和6年度に策定したストックマネジメント修繕・改築計画における管路診断では、できるだけ早期に対策が必要とされる緊急度Ⅱの管路が494.5メートルある状況となっております。この緊急度Ⅱの管路については、今年度から改築事業に着手しており、5か年計画で順次管路更新を実施していく予定となっております。

また、維持管理については、職員による日常点検に加え、下水道管の清掃委託業者に清掃と併せてマンホールの点検業務を毎年委託しております。また、腐食環境下の管路につきましては、法令上5年に1回の頻度で点検、調査を実施する必要があると思いますが、直近では令和5年度に管内のテレビカメラ調査を実施しております。

次に、２点目のウォーターＰＰＰの認識についてですが、これは水道、下水道ともに共通認識となりますが、ウォーターＰＰＰとはレベル４の公共施設等運営事業（コンセッション方式）と、レベル３．５の将来的にレベル４方式へ移行することを前提とした管理・更新一体マネジメント方式を併せたものと定義されております。なお、複数年度、複数業務による従来の包括的民間委託はウォーターＰＰＰには含まれず、その前段階に位置づけられるものであり、ウォーターＰＰＰとは明確に区別されるものであると認識しております。

次に、３点目のウォーターＰＰＰについて、情報収集、調査研究、導入可能かどうかをどのように考えているかについてですが、まず水道事業については、平成２７年度から浄水場更新に係る調査を開始し、令和４年度に基本構想を策定した後、令和５年度にＰＰＰ／ＰＦＩ導入可能性調査を実施いたしました。その結果、令和６年度にＤＢＯ方式（デザイン・ビルド・オペレート）の導入を決定し、現在は発注に向けた手続を進めているところです。

浄水場更新事業のＤＢＯ方式は、官民連携手法の一部ではあるものの、施設の設計、建設から管理までを一括で委託する手法であり、運営権は現在と同様に町が所有します。一方で、ウォーターＰＰＰレベル３．５には、原則１０年の契約、性能発注、維持管理と更新工事の一体化、プロフィットシェアなど４つの必須要件を満たし、将来的に民間が運営権を持つレベル４のコンセッション方式へ移行することを前提とした仕組みであるためです。したがって、国の定めるウォーターＰＰＰの要件そのものには該当しないものと認識しています。

次に、下水道事業については、流域関連公共下水道ということもあり、群馬県や関連市町村と協調しながら、協議会や勉強会を通じてウォーターＰＰＰに関する情報収集、調査研究に取り組んでいるような状況です。導入の可能性につきましては、町単独での導入は難しいと考えておりますが、流域関連公共下水道という特性を鑑みて、広域化、共同化の視点も踏まえながら、県や関連市町村の動向に注視しつつ検討していきたいと考えております。

次に、４点目の包括委託や広域委託など、今後の官民連携の方向性についてですが、まず水道事業につきましては、先ほどの浄水場更新計画のとおり、設計、建設、運営を一括して委託するＤＢＯ方式の導入が決定しており、今後の官民連携の大きな柱になると考えています。

一方、広域連携につきましては、人口減少に伴う料金収入の減少や施設の老朽化など、共通する課題を抱える中で、その必要性は認識しております。現在、群馬県水道広域連携推進協議会準備会議に参加し、近接する事業体と協調しながら情報収集や意見交換を行っているところでございます。しかしながら、広域化の実施に当たっては、事業体間での費用負担や運営体制の統合などクリアすべき課題も多く、慎重な調整が必要不可欠であります。したがって、浄水場更新事業という最重要課題に全力を注ぎ、これが完了するまでは自立経営を基本路線として、着実に事業を推進してまいりたいと考えております。

次に、下水道事業につきましては、先ほどもご説明したとおり、群馬県や関連市町村と協調しなが

ら、広域化、共同化を取り入れた官民連携も考慮して、導入の可能性について検討していきたいと考えております。

次に、マンホールの蓋のデザイン化についてのご質問にお答えします。まず、1点目のマンホール蓋のデザインの現況についてですが、現在町のデザインマンホール蓋については1種類のみで、龍が描かれたデザインとなっております。このデザインは、町に古くから伝わる龍の玉伝説がモチーフとなっております。玉村町の地名の由来になった龍の玉を描き、その周囲に町の花であるバラ、町の木であるモクセイを描いております。当該デザインマンホール蓋の設置につきましては、町道部にマンホールを築造する際に設置しており、町内の大部分のマンホールにこの蓋が採用されている状況です。

次に、2点目のデザインマンホール蓋の目的をどのように位置づけているかについてですが、町では観光振興及び町のPRの一環として、令和元年度からマンホールカードを作成し、平日は水道庁舎、土日、祝日は道の駅玉村宿にて配布しております。また、道の駅玉村宿にはカラーのデザインマンホール蓋を設置しており、道の駅への集客数の増加に寄与しているところでございます。

次に、3点目のデザインマンホール蓋を活用した事例の調査研究についてですが、先ほどもご説明したとおり、町ではマンホールカードを配布することで、町のPRや道の駅への集客において一定の成果を上げております。また、そのデザイン性は高く評価されており、最近ではデザインマンホール蓋を題材とした漫画に掲載され、また全国のマンホール蓋に掲載したマンホールカレンダーといった商品に採用されるなど、デザインマンホール蓋を通じて全国に玉村町の魅力を情報発信できているような状況です。他自治体では、アニメのキャラクターとの共同デザインとすることで来訪者が増加している事例などもあり、そのような全国の自治体における活用事例について、定期的に日本下水道協会などの関係団体から情報収集を行っているところでございます。

次に、4点目のデザインマンホール蓋の今後の活用方針についてですが、今後もマンホールカードの配布を継続することで町の魅力発信に努めるとともに、企業などから町のデザインマンホール蓋に関する書籍や商品への掲載依頼があった場合は積極的に採用を検討することで、全国へ玉村町の魅力を知ってもらう契機としたいと考えています。

次に、白線、横断歩道、スクールゾーンの安全対策についてのご質問にお答えします。まず、1点目の学校区における通学路のラインの設置及び劣化の把握と2点目の路面標示の補修の優先順位や判断基準は関連がございますので、一括してお答えいたします。これまでの一般質問に対する答弁と同様の内容となりますが、外側線や横断歩道といった路面標示については、道路管理者である町や県が設置するものと、交通管理者である群馬県公安委員会が設置するものがあります。群馬県公安委員会が設置するものについては、町からだけでなく、各区長からも伊勢崎警察署を通じて新設及び改修の要望を行っているところであり、これからも継続して要望していきたいと思っております。

これらの路面標示の劣化状況については、住民からのご指摘や区からの要望によるもののほか、職員による現場確認などによって随時状況を確認しています。さらに、通学路については小学校、道路

管理者、警察、交通安全担当が集まり、通学路合同点検を毎年行っています。通学する児童の保護者が危険だと感じる場所を関係機関で実際に目視し、協議しながら対策を講じているところです。

次に、それらの補修の優先順位や判断基準についてお答えします。これも以前の答弁と同様になりますが、通学路を優先して、その中でも児童の数や危険度の高さを総合的に判断して施工場所を選定しているところです。

次に、3点目の一日でも早く実施を考える必要があるとのご指摘については、ご指摘のとおりでありますので、今まで申し上げました対策を着実に実行していきたいと考えております。

次に、町における御神木、老木の把握についてのご質問にお答えします。まず初めに、町における御神木、老木について、位置や本数、樹木の状態などの把握は行われているかについてですが、まず町には、国や県の天然記念物に指定されるほどの巨木や名木はなく、また御神木とはっきりと定義されている木はありませんが、玉村町誌によれば、玉村八幡宮をはじめとする各地区の神社や仏閣、または人家等において、自然のまま大きく生育したものはかなりの数見受けられるとあります。その一部は町誌に掲載されており、そこに掲載されているものについては位置や本数は分かりますが、それ以外については把握できていないのが現状です。したがって、ご質問の老木等につきましては、町が管理する街路樹や公園等における老木の状況ということでお答えします。

まず、町が管理する街路樹におきましては、倒木や枝の落下が懸念される箇所は、上之手、宇貫地内の県立女子大学と下水道総合事務所南側の桜並木、社会体育館北側のケヤキ並木、上新田公民館北側の桜並木となります。これらの街路樹は、植えられてから40年程度が経過しており、老木化しているような状況です。過去に倒木が発生したことはありませんが、強風による枝折れや枝の落下は度々発生しており、その都度速やかに伐採や剪定、片づけなどの対応を行っています。

現状把握と今後の安全対策につきましては、年に2回、町職員と樹木管理を受託している造園業者と一緒に現地の樹木の状態を点検し、落下のおそれがある枝等については早めに剪定を行うようにしております。また、台風や強風後は職員によるパトロールを行い、折れ枝や落下した枝の処理を行っております。また、特に上之手、宇貫地内の県立女子大学と下水道総合事務所南側の桜並木につきましては、クビアカツヤカミキリの被害に加え、近年の夏場の高温による樹勢の衰えが顕著であり、老木化による立ち枯れが発生していることから、そういったものについては伐採を行う方針で進めております。

本年3月には、国土交通省より街路樹点検実施促進のためのガイドラインが示されたことから、このガイドラインなども活用し、街路樹の安全対策に努めてまいります。

次に、公園における老木の状況についてお答えします。まず、位置や本数、樹木の状態などの把握につきましては、指定管理者が管理を行っている北部公園及び東部スポーツ広場公園におきましては指定管理者が樹木の状態等を管理しており、それ以外の町内の公園等につきましては、職員によるほか、消毒や剪定などの業務を受託した造園業者にも作業時に状態確認を行ってもらっています。過去

における倒木や枝の落下とその際の対応についてですが、令和7年度に板井根石公園内で倒木が、令和8年度に東部スポーツ広場公園内において枝折れがありました。その際には現地を確認して安全対策を取るとともに、他の樹木の状態も確認し、倒木や枝折れの可能性があるものについて伐採や剪定を行っております。

現状把握と今後の安全対策につきましては、今後も職員、指定管理者及び業務受託者による状況確認と定期的な剪定や枝下ろしにより、安全確保を図っていきたいと考えております。

◇議長（新井賢次君） 2番峯岸敬一議員。

〔2番 峯岸敬一君発言〕

◇2番（峯岸敬一君） これからは、自席にて質問させていただきます。

ウォーターPPPのことなのですが、先ほど町長が説明してくださったのは大変難しく、ちょっと分からなかったものですから、もう一度ウォーターPPPのことについて、分かる範囲でいいのですけれども、ご説明をお願いできますか。

◇議長（新井賢次君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君） ウォーターPPPの内容についてご説明いたします。

先ほど町長から答弁があったとおりなのですが、なかなかこの内容というのが、具体的に申し上げないと分かりづらいと思いますので、先ほどの浄水場の更新に係る内容で申し上げます。現在中央浄水場、こちらの更新計画を立てておりますが、こちらは大きく分けまして官民連携、ウォーターPPPに該当するのではないかとこのところではありますが、分類が幾つかございます。まず、PPPが官民連携といったところで、レベルが1から4までございます。その1から4までの違いというのが、一番大きいのがレベル4、これがいろいろと発注方式ですとか期間ですとかございますが、一番違った内容は運営事業、こちらをレベル4で行うと。ただし、その運営事業の中に維持管理も含まれておりますが、現在想定しておりますDBO、これには維持管理を含めた、オペレートを含めた内容も含んでいますが、唯一含んでいないものが料金を含めた収納、こちらを全部含めることをウォーターPPPレベル4と言っています。ただ、そのレベル4に引き上げるまでかなり大きな弊害だということで、国交省のほうで3.5というところで設定したのが、管理・更新一体マネジメント方式。ただ、これは先ほどのレベル4、コンセッション方式、これは料金も含めた段階まで引き上げることを前提とした内容でありますので、まず町が今実施しようとしているDBOについては、こちらのウォーターPPP、水の官民連携には該当しないというところです。

その先が、これから民営化という話が出てくると思います。ウォーターPPPの次の段階、それが民営化。その段階というのが、施設ごと、これを今度民のほうに移譲するというような段階ですので、玉村町の方針としましては、そういった民に施設を渡す、または料金関係の収納業務を民に渡すといったような方針はございませんので、ウォーターPPPには該当しません。

ウォーターＰＰＰの内容については以上です。

◇議長（新井賢次君） ２番峯岸敬一議員。

〔２番 峯岸敬一君発言〕

◇２番（峯岸敬一君） ありがとうございます。国が推進している水道、下水道分野の官民連携を行う仕組みのことというのが、ウォーターＰＰＰのことなのですが、４月１０日の上毛新聞に、館林市がウォーターＰＰＰを２０２７年度に、民間事業者と連携して施設を効果的に管理運営する方式を導入するという記事が出ていたのですが、あと前橋市がこのウォーターＰＰＰを実施する方針を固めたとありましたけれども、玉村町と館林市、前橋市の違い、ウォーターＰＰＰをできるのかできないのかの違いをお聞きできますか。

◇議長（新井賢次君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君） 館林市さんや前橋市さんとの大きな違いとしましては、玉村町が持っている施設が下水道、恐らく両者とも下水道のウォーターＰＰＰというような内容だと思います。処理場、こちら浄化センターをまず個別に所有しているというところもありまして、そういった浄化センターと、それから管路、こちらを一体的に行うといったところが主な内容になっているかと思われます。

一方で、玉村町は県央処理場、県央浄化センターの流域下水道にありますので、町が所有しているものが管渠のみ、管路だけですので、こちらだけの内容であります。例えば官民連携の中で一番目的としていますのが、まずそういった専門的分野の考えを取得して、より効果的に、より経費を抑えるといったことと、それから峯岸議員からご質問があったとおり、これからの技術者の不足、この辺を同時に解消していかなければといったことがございますが、管路につきましては、今後も町職員の管理なしではやっていけないということもありますので、現在下水道についての官民連携というのが今後の課題。ただし、町長からの答弁にあったとおり、県央に属して、さらに処理場を有しておりますので、今後そういった県や関係市町村と一体となって官民連携を推進してまいりたいと思います。

また、水道につきましては、先ほど申し上げたとおり浄水場、それと管路と同時に所有しておりますので、そういった官民連携、こちらについては今後も検討していく中で、そういった料金体系についての方針については今後も継続して町が行うというような方向で現在も進めているところです。

◇議長（新井賢次君） ２番峯岸敬一議員。

〔２番 峯岸敬一君発言〕

◇２番（峯岸敬一君） このウォーターＰＰＰとは、本当に大変難しい面があると思うのですが、玉村町において将来的に人口減少や設備の老朽化、人材の確保などの課題が想定されると思うのですが、今後の水道、下水道の在り方について検討していく必要があると思うのですが、上下水道事業に従事する技術職員の確保や技術継承について、現在どのように考えているかちょっとお聞きした

いのですが、お伺いします。

◇議長（新井賢次君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君） 技術者についての内容にお答えします。

現在上下水道課、工務関係の職員、経験豊富な者と少ない者と様々ございます。当然そういった技術者の継承を行っていく上で欠かせないのが、日本水道協会、または下水道協会、こちらのほうの研修、またはいろいろな集まりです。これは、特に町職員ですと人数が限られてはございますが、そういった研修等への参加、それからそういった団体の中で、具体的に申し上げますと、先日も県央浄化センターで新任の方の研修会ですとか、それから水道につきましては、いろいろな場面で県内の職員が集って研究をしていくというところです。

当然まず一つ大事なのが現場に出ること、これについて技術的なものを取得できるのですけれども、その前段の知識を取得するために、講義、研修を活用しながら今後も引き継いでいかなければなりません。ただ、以前よりもどうしても職員数が減っておりますので、そういったことも含めて今後官の力を借りていく、包括的なものを活用していくといったところで継続していきたいと考えております。

◇議長（新井賢次君） 2番峯岸敬一議員。

〔2番 峯岸敬一君発言〕

◇2番（峯岸敬一君） このウォーターPPP、大変難しい問題だと思うのですが、町民の方々に十分な説明を行いながら、費用対効果やサービスの状況、影響を慎重に検証し、玉村町に最も適した運営体制について研究を進めていただくことを要望して、私のウォーターPPPの質問は終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

次に、マンホールの蓋の件なのですが、近年全国各地で、特色を生かしたマンホールの蓋が注目をされています。また、そのデザインを紹介するマンホールカードは、下水道事業への理解促進だけでなく、観光振興や地域活性化の手段として活用されています。マンホールカードは、全国统一規格で作成され、各自治体が無料で配布しております。愛の家の間では、全国各地を訪れて収集する文化が形成されています。そのため、自治体としては比較的少ない費用で、交流人口の増加や地域のPRにつなげることができる施策として注目されています。

そこで伺います。町の歴史や文化、観光資源を生かした新たなデザインマンホールを設置する考えはあるのか伺います。

◇議長（新井賢次君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君） 今後のマンホール蓋のデザインについての検討についてお答えします。

こちらマンホールにデザインをするといったことが、マンホールを設置している経緯の中から、ど

んどん、どんどん形状が変わっている実態がございます。設置当時は本当に鉄蓋しかなくて、それが下水道という施設のありがたさや、それから重要さ、また皆さんにいろいろな下水道の施設を知っていただきたいということで、このデザイン蓋が発祥したと聞いております。この蓋につきましては、実はいろいろと形が変わってきていまして、最初はフラットだったものが、がたつきが多いと。次に斜に切ったら、今度は蓋が開かない。だんだんとその形を変えていく中で、このようなデザイン蓋ができました。

それと玉村町のカード、こちらです。実際にあるデザインの由来につきましてはよく考えられていて、非常に全国的にも知られつつある蓋でございます。というのが町長からお話があったとおり、デザイン蓋につきましてはこのマンホールカード、これは今いろいろなところでいろんな自治体が発行していて、かなりマニアの方がいらっしゃいます。そうしたときに、玉村町のデザインマンホールカード、実はもう既に1万8,000枚ほど、今2万枚に増刷しまして水道庁舎と道の駅に置いてあるのですけれども、非常に好評です。今もし改めてという話になると、たまたんが登場するかもしれませんが、こちらにつきましては非常に定着したところでありますので、今後も使用していきたいと。ただ一つ残念なのが、先ほどマンホールは今までいろんな形を変えましたといったところの一部で、このデザイン蓋、比較的滑りやすい、要はフラットな状態が多いので、バイクに危ないよとか、自転車に危ないよというようなこと、また車のスピードに対してのスリップが起きやすいということで、今ぼつぼつ、ぼつぼつといった突起がついたようなマンホールに替えている状態もありますので、今後マンホール蓋がこのデザインで増えていくとは限りませんが、今後も見やすいところ、そういったところには設置していきたいというふうに考えております。

◇議長（新井賢次君） 2番 峯岸敬一議員。

〔2番 峯岸敬一君発言〕

◇2番（峯岸敬一君） 玉村町のものを今見てみますと、大変凝ったデザインでいいと思うのですが、1種類ということです。ですから、ちょっと考えたのですけれども、八幡様でしたら八幡様の周りに八幡様を生かしたマンホール、文化センターなら文化センターの周りに文化センターの何か、すぐ分かるようなマンホールとか、そういうその場所に行くとそのものが見られるようなマンホールがあってもいいのかなというのを考えていたのですが、そういうものを子供たちとか、あと一般公募するか、そういうものを考えながらデザインを募集するということもいいのかなというような気がするのですが、その辺はいかがでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君） 峯岸議員のおっしゃるとおり、魅力ある蓋というのは人を集めるというところがございます。ただ、このマンホールを作る過程、溶かし出した鉄の鋳物を金型で設置するものですから、こういった複数の金型を一つの自治体で設置しているというところがあるかないか。

それと、今アニメとコラボしてというところもあるのですが、やはりこういったところにはいろいろな著作権等が絡みますので、町の考えで単独で行うことはできません。ですので、今後たまたま龍の代わりになったりとか、それから龍の隣にいたりとか、こういったことは検討する余地があると思います。

参考までに、昨年町長と私と課員の者と、全国町村下水道推進大会で高知県のほうに行っていました。その際に、千葉県の長生村といいまして、かなり小さい村なのですが、その長生という字が、長く生きる村と書いて長生村です。このデザイン蓋はすごく考えられていまして、長生、長く生きるということです。鶴と亀がデザインされているというような蓋です。これを利用してマンホールのイベントを行ったそうですが、参加者が約85人。ただ、その参加者のうち、大半が村の外から来ていただいたということで紹介がありましたので、そういったところを含めると、マンホールの威力というのはかなり大きいものだと感じております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 2番峯岸敬一議員。

〔2番 峯岸敬一君発言〕

◇2番（峯岸敬一君） これは、ただマンホールということではなくて、本当にこれからも玉村町をいろんな形でアピールできるのではないかと思いますので、多少なりとも進化させて、いいマンホールの蓋をつくっていただきたいと思います。

それと、あといろいろな媒体といいますか、マンホールに対しては、マンホールカードのほかにも何かいろいろつくられてはいるのですか、お伺いします。

◇議長（新井賢次君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君） 現在のところマンホールに関しましては、マンホールカードのみとしております。

◇議長（新井賢次君） 2番峯岸敬一議員。

〔2番 峯岸敬一君発言〕

◇2番（峯岸敬一君） マンホールカードの発行というのは、大変玉村町にとってはいいことだと思いますので、いろんなところでカードを配って、いろいろと玉村町のことをアピールしていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。白線、横断歩道、スクールゾーン、道路標識の維持管理について質問します。町内を見回しますと、白線が薄くなって見えなくなっている道路や、スクールゾーン標示が消えている箇所も見受けられます。

そこで、横断歩道については警察の管轄と承知しておりますが、町として危険箇所を把握した場合、どんな手順で警察への要望を行っているのかお聞かせいただけますか。

◇議長（新井賢次君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤智彦君発言〕

◇環境安全課長（齋藤智彦君） お答えいたします。

まず、議員のおっしゃるとおり、横断歩道のところが消えかけている箇所がありまして、所管は群馬県公安委員会ということですが、住民からの要望をいただいたり、あとは区長様から要望をいただいたり、あと職員が現場へ赴いた際に現場確認したり、それから通学路合同点検ということで、各小学校の通学路点検の際に危険箇所として上がってきたものをそれぞれ集約しまして、警察である公安委員会の所管になるものは警察にも現場に立ち会っていただいて、修繕の要望をしているということになります。

◇議長（新井賢次君） 2番峯岸敬一議員。

〔2番 峯岸敬一君発言〕

◇2番（峯岸敬一君） スクールゾーンのことなのですが、点検とか、舗装が薄くなっているというような、どのくらいの基準で、といったものがあるのかということをお聞きしたいのですが。

◇議長（新井賢次君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤智彦君発言〕

◇環境安全課長（齋藤智彦君） お答えいたします。

まず、スクールゾーンというのは、それ自体に交通規制力はないのですが、大本は交通安全対策基本法という法律がございまして、その中には、各省庁が所掌する事務の中で毎年定める交通安全業務計画というのを立てるのですが、その中で規定があるものでございまして、古くは昭和47年の春の全国交通安全運動から運用が開始されたというものです。

直近ですと令和8年度、文部科学省の交通安全業務計画の中に規定があるのですが、地域の警察や道路管理者等の協力を得て、幼稚園、小学校を中心に周囲500メートルの範囲を、特に子供の交通安全を確保する特定地域ということでスクールゾーンと規定しまして、その設定と定着化を積極的に推進することというのが規定されております。町では、その規定を受けまして、各小学校を中心に500メートル範囲内に、その入り口となる部分にスクールゾーンの看板を設置して、ドライバーの注意喚起を促しております。

先ほど申し上げたとおり、そのままでは交通規制力はありませんので、併せて公安委員会、警察に対して、例えば30キロメートル速度規制ですとか、通学児童の通行する時間帯の交通規制等を要望したり、また道路管理者のほうでは、例えばスピード落とせですとか、外側線を引いてみたり、あとは丁字路のところにドットラインという点々の白線があったと思うのですが、ああいったものを設置したり、お互いで協力しながら交通安全を図っているというところでございます。

◇議長（新井賢次君） 2番峯岸敬一議員。

〔2番 峯岸敬一君発言〕

◇2番（峯岸敬一君） 今年の通学路の点検の結果、改善が必要とされると判断された箇所というのは何件ぐらいあって、そのうち何件ぐらいが改善されたかお聞きします。

◇議長（新井賢次君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 青木栄二君発言〕

◇学校教育課長（青木栄二君） お答えします。

数については、今は持ち合わせていないのですが、玉村町のホームページで通学路の合同点検の危険箇所一覧というものと、改善で令和7年度の対応を何をしたということについて全て掲載させていただいております。そこを見ていただくと、いつまでに何をするという予定が書かれています。令和7年度のものについては、そちらを見ていただくと大変助かりますので、よろしくお願いします。

令和ではなく、もう平成25年にこのプログラムが始まって、26年度から実際に対応していますので、そこからのものについて全て町のホームページに掲載させていただいておりますので、御覧ください。

◇議長（新井賢次君） 2番峯岸敬一議員。

〔2番 峯岸敬一君発言〕

◇2番（峯岸敬一君） ありがとうございました。

次の質問に移らせていただきます。近年都市において、公園、並木など、全国各地で老木による倒木が発生しております。倒木は、通行止めや停電だけではなく、場合によっては人命に関わる重大事故につながるおそれがあります。

そこで伺います。本町で、過去5年間で倒木や枝の落下による事故や通報は何件ぐらいあったのか、お聞きします。

◇議長（新井賢次君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

倒木や枝の落下による事故というのは、ここ最近ではございません。ただ、落下等はよくありますので、強風の後とか、そういったときには職員がその後回りまして、枝の回収をしたりとか、また今後枝の落下があるようなものについては、剪定等を実施しているという状況でございます。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 2番峯岸敬一議員。

〔2番 峯岸敬一君発言〕

◇2番（峯岸敬一君） 専門家による樹木の診断というのはなされていますか、お伺いします。

◇議長（新井賢次君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

樹木医等による診断というのは特に行っていませんで、町内に造園業者さんがいらっしゃいますので、その方と一緒に回ったりとか、また職員が見て危なそうであれば、その方を呼んで一緒に見てもらったりとか、あとは公園等の業務委託に関しましては、造園業者さんが消毒なりをするときに一緒に見ていただいて、こちらに連絡があれば現場を見て、そちらの剪定とか伐採とか、そういうような状況で対応しております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 2 番峯岸敬一議員。

〔2 番 峯岸敬一君発言〕

◇2 番（峯岸敬一君） 最後に、学校や通学路周辺の大木について、優先的な点検が必要と考えられますが、町のお考えをお伺いします。

◇議長（新井賢次君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

先ほどの質問でもございましたように、毎年 8 月に通学路の合同点検をしております。そういった中で、心配等があり、そのときにそれが指摘されれば、また対策等を関係者と一緒に考えていくような形を取っております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 2 番峯岸敬一議員。

〔2 番 峯岸敬一君発言〕

◇2 番（峯岸敬一君） ありがとうございました。

これで私の一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

◇議長（新井賢次君） 休憩いたします。11 時 30 分に再開いたします。

午前 11 時 7 分休憩

午前 11 時 30 分再開

◇議長（新井賢次君） 再開します。

◇議長（新井賢次君） 次に、1 番川端悟議員の発言を許します。

〔1 番 川端 悟君登壇〕

◇1 番（川端 悟君） 議席番号 1 番川端悟でございます。一般質問通告書に沿って質問させていただきます。

本日は雨の中、傍聴をありがとうございます。私の知る限り、唯一2人です。この雨の中、本当にうれしい限りです。ありがとうございます。それでは、早速質問させていただきます。

1番、生活する上でのトラブル解消について。「暮らすなら、ここがいい。」と感じるのは、居心地がいい場所のことでしょう。地域の決まりやルールを知らなくて、心ならずもトラブルを抱えてしまった経験は、少なからずあるのではないのでしょうか。日本語や文字を読める人なら、それなりに決まり事やルールを理解し実行も可能と思いますが、外国からの移住者はどうでしょうか。

昨今、働く世代の人口減少と人手不足を背景に、外国人従業員の活躍は目まぐるしく、コンビニエンスストア、レストラン、工場等、外国人労働者なくしての営業、操業はもはや叶わないことでしょう。そして、これからますます外国人労働者は増え続け、それに伴いトラブルの発生も増えるのではないかと懸念されます。実際には、外国人と直接向き合い生活する現場であるため、自治体とのトラブルは残念ながら存在し、地域住民の生活の安全安心や、行政コストの増加に関わる具体的な実務問題として表面化されてきています。

やはり一番の問題は、ごみ出し、分別のトラブルです。これは、国によってはごみを分別して出す習慣がない等で、言語の壁だけではなく、地域ルールの周知徹底の難しさが背景にあるようです。そして、深夜に大声で談笑したり、音楽を大音量で流したり、複数人でアパートに集まって集団生活をして、近隣の日本人住民との間で深刻な感情的トラブルに発展することもあるようです。地域の共同管理を担う自治会（区）への未加入で、自治体に加入する日本人は自らの負担感が増し、ただ乗り外国人をよからぬと不満が蓄積し、摩擦の要因になりかねない状況です。

このようなトラブルの要因は、至るところに転がっている状況です。これらは、外国人が入国した際の自治体とのコミュニケーションの不足にほかなりません。外国人が玉村町に住み始める際に、どのような情報交換がされているのか伺います。

2番、交通弱者の安全確保について。過日町内において、水路に自転車ごと転落して命を失うという痛ましい事故が発生しました。現場は、アスファルトの町道で路肩が崩れ、その先の低い位置には深い大きな用水路があります。崩れた路肩にハンドルを取られたのか、あるいは車との擦れ違いざまに路肩にハンドルを取られたのか、自転車ごと水路に落下してしまいました。路肩が崩れていなかったら、アスファルト舗装の幅がもう少し広がったら、水路側に柵があったら、水路に蓋がかかっていたら命を落とさずに済んだのではないかと、現場を確認した者なら誰しもが感じることと思います。

このような危険な道路、水路、歩道は、ほかにも町内にあるようです。町内の危険箇所の調査、改善の状況について伺います。

以上2点でございます。よろしくお願いします。

◇議長（新井賢次君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 川端悟議員のご質問にお答えします。

初めに、生活する上でのトラブル解消についてお答えします。ご質問の外国人が玉村町に住み始める際にどのような情報交換がされているのかについてですが、まず玉村町の外国籍住民の現状をお伝えしますと、令和8年6月1日現在の住民基本台帳によれば、34か国1,730人の外国籍の方々がこの玉村町で暮らしております。

外国籍の方々の転入時の案内につきましては、日本人の方の転入と同様、まずは住民登録を行っていただき、居住地区の区長へ転入した旨を連絡するよう促し、各課から依頼されたごみ出しカレンダーやごみと資源の出し方・分け方、総合防災マップを配布するとともに、日本語教室の案内をはじめとする外国人のみなさんのお役立ちウェブサイトのチラシなどの配付、紹介を行い、日常生活で必要な情報の周知を図っております。日本語での意思の疎通が難しい外国籍の方の転入ケースもありますが、派遣会社や雇用する会社の担当者の引率で転入手続を行うケースがほとんどでありますので、担当者に対してごみの出し方や避難場所などを説明するよう案内を行っているのが現状であります。

なお、川端議員ご指摘のとおり様々な課題がある中で、特にごみ出し、分別のトラブルは大きな問題であり、対応に苦慮しているところです。外国籍の方々にとって、自治体ごとのごみ出しのルールを理解するのは難しいものと思われますが、地区役員の皆様からは、ルールが守られていないごみステーションがあると何度も相談を受けており、そのような場合は、現地や当該外国籍住民の住居へ赴き、地区役員の立会いの下、口頭で説明したり外国語に訳した説明資料を渡したりしながら、正しいごみの出し方を指導しているところです。

次に、交通弱者の安全確保についてのご質問にお答えします。本年2月に発生しました自転車の通行者が水路に転落され、お亡くなりになってしまった事故を受けまして、取り急ぎ事故発生現場の町道を通り抜けようとする自動車に対する注意喚起を行うため、道路の幅員が狭小である旨の看板を2か所設置いたしました。また、今後につきましては、転落事故があった区間について蓋をかけることを検討しているところです。

議員ご指摘のとおり、町内には道路と並行する水路に蓋や柵の設置がされていない箇所が数多くあります。これは、玉村町は稲作が盛んであり、昭和後期に土地改良により農業用排水路が整備されましたが、当時は水田等の農地集積地の道路には水路への転落防止措置があまりされていなかったことによります。その後、人口増による農地の宅地化が進んだ地域におきましては、交通量の多い道路や通学路など、特に安全を考慮する必要がある箇所には、転落防止柵の設置や水路の蓋かけを優先して行っておりますが、町内の至る箇所がそのような状況でありますので、対応を進めていくには時間と費用がかかる状況です。

今回の事故を受けまして、巡視パトロールなどを行い、いま一度交通弱者への道路通行の安全性の確認を行い、交通量や危険度などを考慮しながら道路の安全対策に取り組んでまいります。

◇議長（新井賢次君） 1 番川端悟議員。

〔1 番 川端 悟君発言〕

◇1番（川端 悟君） これからは自席で対応させていただきますので、よろしくお願いします。

町長、ありがとうございました。最初の外国人の話なのですが、先週の町長座談会のとおり、年々増加する一方の外国籍の住人ですが、人が増えれば当然トラブルも増えるのではないかと考えています。外国籍の住人には、今後も玉村町の発展のために一層尽力していただかないと困るわけですが、私は調べたのですが、昨年6月現在の出入国在留管理庁の資料では、外国人の在留者数は約396万人もいるそうです。その前の年よりも約19万人、1年で増えているということなので、これも玉村町も同じことだと感じます。

内訳なのですが、中国人が約90万人で全体の22%だそうです。ベトナム人が約66万人で17%だと、韓国人が約41万人で、これが10%ぐらいです。フィリピン約35万人、ネパール、インドネシア、ブラジル、ミャンマー、スリランカ、台湾、そんな感じで、これらで大体約396万人のうちの約85%を占めるそうです。中でもネパール人がなぜか多くて、1年で約4万人増えてしまったということです。

群馬県の在留者は、調べたら約8万7,000人だったのですが、玉村町の外国人在留者の数と、国別に分かったらその辺を教えてくださいと思います。

◇議長（新井賢次君） 住民課長。

〔住民課長 齋藤 博君発言〕

◇住民課長（齋藤 博君） 玉村町にいる外国人の人数についてお答えいたします。

町長からは6月1日現在の人数で答弁がありましたが、今私の手元にあるのが5月1日現在、全員で1,699人の状態でお答えいたします。

ホームページで公開しておりますのは、個人情報保護により11人以上、11か国について公開しております。ですので、こちらの答弁もその11か国を回答させていただきます。一番多いのは、ベトナムで462人です。2番目がフィリピンで417人、3番目がインドネシアで230人、4番目がブラジルで126人、5番目がミャンマーで119人、先ほど日本で一番多いと言われました中国が6番目で84人、次の7番目がパキスタンで56人、8番目がネパールで40人、9番目が韓国で29名、次に10番目がペルーで27名、11番目がスリランカで21名となっております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 1番川端悟議員。

〔1番 川端 悟君発言〕

◇1番（川端 悟君） 大分いろんなところから来ていただいているようなのですが、1,730人と町長のご答弁があったのですが、今ベトナム、フィリピン、インドネシア、ブラジル、ネパールと、これを見ると多いのがアジア系の方ですね。英語のコミュニケーションというか、国際語といいますか、英語ぐらい話ができるのかなと思うのですが、やはりその人たちにとっていいのは母国語だと思うのです。問題なのは、やはり中国語はニーハオですか、韓国語はアン

ニョンハセヨとか、タガログ語はフィリピン、そしてネパールは何語か分かりませんが、いろいろな言語が飛び交っておりますが、町に入ってくる時は、そういういろんな言葉を使う人が入ってきているわけなのですけれども、この人たちは、さっき言いましたように我が国の文化とか習慣には疎いと思いますし、身につけているとも当然思えません。

さらに、自分が住むところとなれば周辺のルールもありますし、簡単にルールを理解してくれるとも思えませんので、そうなれば転入された方も、仲間はいるのでしょうけれども、日本人の中で生活しなくてはならないということで不安も感じるでしょうし、逆に外国人が来た周辺の日本の方も、何だろうなあの人たちはという目でも見るのでしょうから、そういうところであつれきが生まれかねないとも思うのですけれども、ごみの問題がやはりいろいろあるのですけれども、ごみの出し方のルールとかというのをたしかパンフレットで配っているのですよね。何か国語ぐらい使って作っているのでしょうか、教えてください。

◇議長（新井賢次君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤智彦君発言〕

◇環境安全課長（齋藤智彦君） ごみと資源の出し方・分け方というチラシを外国語に訳して渡しているのですけれども、そちらが英語、中国語、ポルトガル語、ベトナム語、インドネシア語の5か国語に訳して渡しております。

◇議長（新井賢次君） 1番川端悟議員。

〔1番 川端 悟君発言〕

◇1番（川端 悟君） ちょっとそれだけで済んでいるのかなという気がするのですけれども、ほかに作らないのでしょうか。あの人たちも英語よりも、やはり母国語のほうが理解してくれるような気がするのですけれども、その辺はどうお考えなのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤智彦君発言〕

◇環境安全課長（齋藤智彦君） その5か国語以外ということのご質問ですけれども、先ほど住民課長から説明がありましたとおり、上位からベトナム、フィリピン、インドネシア、ブラジル、中国などと続いていまして、主立った上位のところは結構これで配れているかなと思っておりますので、そのほか配れていないのがパキスタンや、川端議員のおっしゃったネパールの方とかがありますので、その辺も予算との兼ね合いもありますから研究はしたいと思いますが、このチラシのほかにも、外国人の方、外国籍の方、日本人もスマートフォンを使っていますから、そのチラシと同じものをスマートフォンのアプリでも見られるような「さんあ〜る」というものがありますので、そちらも併せて紹介しながら、なるべく多くの方にルールを守っていただいて、正常に出していただけるような施策を取りたいと思います。

◇議長（新井賢次君） 1番川端悟議員。

〔1 番 川端 悟君発言〕

◇1 番（川端 悟君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、入ってくる際、住民課の方が対応していると思うのですけれども、それは実際入ってくるときに、どんな感じで対応しているのか、教えていただけますか。

◇議長（新井賢次君） 住民課長。

〔住民課長 齋藤 博君発言〕

◇住民課長（齋藤 博君） 住民課での外国人の転入時の受付について回答いたします。

住民課の1番の窓口の住民係と戸籍係では、外国人の転入の手続につきましては、まず転入時につきましては、企業や派遣会社の担当が複数人、結構3人から6人ぐらい連れてくることが多くて、まず日本人と同じ住民登録の作業のほか、在留カードの更新や、マイナンバーカードの申請手続や更新作業などを行ひまして、1人の外国人につきまして1時間程度の時間がかかります。6人一遍に來れば、3人で受付をしていても2時間程度かかってしまいます。結構多いことなのですが、受付中にまた新たな外国人の転入が來たりすることもあります。そういう場合は、時間がかかりますので、一度帰っていただきまして、受け付けできるようになったら電話をして再度來庁してもらっております。

さらに、転入手続の事後確認やマイナンバーカードの申請処理などを時間外に行っている状況であります。また、その際に印鑑登録とか、そういうことをする外国人の方もおられますし、2番の窓口では、社会保険に加入していない場合には、国民健康保険や国民年金の加入手続及び制度の説明、国保税や国民年金の支払い方について説明しております。

また、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、各課から依頼されましたごみ出しカレンダーやごみと資源の出し方・分け方、総合防災マップ、日本語教室の案内をはじめとする外国人のみなさんのお役立ちウェブサイトのチラシの配付を行っております、紹介については、あくまでも簡単な紹介程度となっております。詳しく聞きたい場合には、各担当課で説明していただいているような状況であります。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 1 番川端悟議員。

〔1 番 川端 悟君発言〕

◇1 番（川端 悟君） 要は日本語がよく分かる、日本人かもしれませんし、外国の人でも日本語を理解している人が、エージェントが連れてくるわけです。その裏に、何人か日本語が少しだけ分かる人がいるわけです。そういうことですね。そうでないと、逆に役場の業務も滞ってしまうので、それはありがたい話なのだと思うのですけれども、逆にそこに落とし穴があるような気がするのです。というのは、エージェントに話したって、エージェントがその人たちにどの程度の話をするか。例えば、先ほど町長もおっしゃっていましたが、区長に挨拶しに行け、連絡しろよとかなんとかと

言っていますけれども、私は区長を2年間やっていましたけれども、外国人の関係で一件も私のところにそういう情報は来ませんでした。日本人の方は、必ずというくらい連絡が来るのです、どこ誰で、どこへいつ入居しますと。ああ、そうですかということなのですからけれども、外国人の連絡は来なかったと。ということは、通じていないとか、その辺のことが分かっていないというふうに解釈してもいいのではないかと思います。

そのエージェントの後ろに隠れている一人一人と、役場は接触しているわけではないのですよね。そこがやはり問題で、その人たちは役場から出たら、ではおまえたちはここへ住めよと言って、エージェントと一緒に住んでいるわけではないのです。今度はもう裸になるというか、それぞれがそこへ行って、一応どの程度聞いているかはあれだけれども、その辺のルールを聞いて理解しているかどうか分からないけれども、住み続けるわけです。そうすると、最初に飯を食って、コンビニに行って弁当を買ってきて弁当のごみが出ると、それはどこへ捨てるのだとか、そういうことになるのではないのでしょうか。そこで問題が起きるということなので、俺は、エージェントが来ないと業務が滞ってしまうので、当然来てもらわなければいけないと思うのですけれども、その裏に隠れている個人個人と、やはり役場の住民課の担当の方も話をする必要もあるのではないかと感じています。逆にその人たちも、役場の人と話をしたらエージェントから離れて、少しは日本人と話ができたとか、そういう心の余裕ができるような気がするのです。

そこで、私はいいものを見つけてしまったのです。今ホテルの窓口とか、あとはカウンター越しに使われ始めた透明のディスプレイで、リアルタイムで翻訳する機械があるのです。要は今までやっていた、スマホで日本語でべらべらっとなんかしゃべってこうだと言ったのではなくて、対面で、私があなたはどこから来たのだと言ったら、翻訳してばかばかばかばかっとなんか出てしまう。そうすると、もう顔を見て瞬時にリアルタイムで話ができるという機械があるのです。ここは公の席なので、その名前は言えませんけれども、調べれば出てくるとおもいますが、もしかすると太田市とかあっちのほうはもう使っているところもあるのではないかという気がしますけれども、そういう多言語通訳サービスというのですけれども、ありますので、ぜひそういうものを活用してもらったらいいいのではないかなと。これは、もう間違いなく1対1の対応ができるので、コミュニケーションが取れるのではないかということで、エージェントの裏に隠れている一人一人と話ができると思います。もし話ができれば、その人たちも何かあったら、困ったらそこに行って日本人と話ができるというような気持ちになってくれば、これはめっけもんで、ごみ出しの問題も解決するでしょうし、夜大音響で音楽を流すこともなくなるでしょうし、日本の習慣とか玉村町のルールを理解してくれるのではないかというような気がします。

そうすると、少なからず地域住民とのそういう余計なトラブルも回避できるのではないかと思いますけれども、私は決してそのシステムの営業マンでも何でもないので、回し者でもないので、特にこれということは言いませんけれども、そういう便利なツールがあるという一つの提案ですので、お

聞きください。住民課の負担を増すことなく、外国籍の皆さんの気持ちを和らげて、また住んでいる人たちの不安も取り除ければ、3者がウィン・ウィンでいいのではないかなというような気がします。これは一つの提案です。よろしくお願ひしたいと思います。

それから、2番目の交通弱者の安全確保の件なのですが、町長のお話を伺って私は安心したのですが、実は私はあの辺をよく犬を連れて散歩して、町民の方に会って、あれ、議員さん、ここでこういうことがあったのを知ってるなんて言われて、私は実は知らなかったのです。何があったんですかと言ったら、こんなことがあったのだよと。それからちょっと騒ぎ出して、区長に聞いたら、区長は知っている。ほかの人も知っている。それで何日かたったら、こんなことがあったのに何にもしないのだよね、なんていう人の声が耳に入ってくるのです。確かに町民の方が亡くなったというのは重大な話だと思うのです。今現在も、物的対策はしていない状況なのです。それはどうかと思うのですが、お金の話も当然あるので、私は町民の方に聞かれたときは、役場も予算のことがあるので、急にはできないのですよとのお話を、皆さんの代わりにやらせてもらっているのですが、何か今の状態でまた同じことが、例えば誰か落ちてけがをするということになったらどうするのかなと思うのです。その辺、何か本対策する前に仮対策みたいなことはできないのでしょうか。それをちょっとお伺ひしたいと思います。

◇議長（新井賢次君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

2月に発生しました事故を受けまして、その後すぐ現場を見まして対策等を考えました。いまだに、直接的な転落した原因というのは分からないのですが、担当課としましては、自動車が通り抜けることがありますので、その自動車との擦れ違いざまに転落されたのではないかとということで、まずは取り急ぎ自動車に対する注意喚起を行うため、角田病院の南北の通りから保育園の手前の通りの間を、道路の幅員が狭小であるということで、十分に注意してくださいという車向けの看板を、その入り口と出口のところに2か所設置させていただきました。

今後につきましては、補正予算をいただいて、農地の耕作の関係等もございますので、既設の水路に蓋をかけさせていただくような対策を検討しているところでございます。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 1番川端悟議員。

〔1番 川端 悟君発言〕

◇1番（川端 悟君） それは今考えていることなのでしょうけれども、私が質問しているのは、仮に何か対策はできないのでしょうかということを聞いています。それについてどうですか。

◇議長（新井賢次君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

例えば仮の対策というのはどのようなことをお考えなのか、まずお聞かせいただければと思います。

◇議長（新井賢次君） 1 番川端悟議員。

〔1 番 川端 悟君発言〕

◇1 番（川端 悟君） それは、人が落ちることのないようなことなのではないですか。それはあなたたちの頭で考えたって同じことです。なので、要は地元の人は、何にもしない、このままだったら、またこういうのがあったらどうするのよということをおっしゃるのです。そうしたら、どうしたらいいのですかということになってしまうのです。やはり何か、そういう注意喚起となると精神的な話になってしまうので、私は物的防護をしないと駄目だと思っているのです。だから、何かできないですか、柵とかそういうものを。何かいろいろあってやりづらいのだろうけれども、仮対策というのはできないものでしょうか。どうなのですか。

◇議長（新井賢次君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

まず、対策とすると、あちらを車両通行止めにするとか、そういった規制をかけることが一つ。ただ、これについては農地がございまして、そういった耕作者の方がいる、また住宅等もあるので、その辺に交通規制をかけるというのはなかなかちょっと難しいのかなと思います。

また、仮対策としましても、柵を作るといっても仮ではできなくて、やはり予算をいただいてやる必要があるのかなと考えます。仮にバリケードを置くという方法もありますが、そうするとやはり車道の幅員が狭いものですから、バリケード等を置くのもなかなか難しいと考えている状況でございます。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 1 番川端悟議員。

〔1 番 川端 悟君発言〕

◇1 番（川端 悟君） できない理由をいろいろ考えてくれているようだけれども、できる理由を考えてくれたらどうなのですか。A型バリケードを立てて裏から支えるということもいいのではないかなと思うけれども、下期に何かやってくれるようですけれども、地域や町民の人に、下期に対策しますよというPRというか、そういうのはされていますか。そうでないと、また私は散歩するたびに同じことを言わなくてはいけないのですけれども、どうですか、地域の人にそういう話はしているのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

今、蓋をかけることで見積りをもらって設計をしている段階ですが、決定事項ではないので、まだ周知等をする段階にはないと考えております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 1 番川端悟議員。

〔1 番 川端 悟君発言〕

◇1 番（川端 悟君） ここにいれば事情はよく分かります。でも周りは、役場は何しているのだよと言うのです。そういう声に対してどうお答えしますか。

◇議長（新井賢次君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

個別にそういうお話があれば対応させていただくのと、あとはこういうふうにやりますということが決定しましたら、区長さんなりにご連絡をさせていただければと思います。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 1 番川端悟議員。

〔1 番 川端 悟君発言〕

◇1 番（川端 悟君） では、ぜひその辺は、今の段階でいいですから、少なくとも区長さんにはそういう説明をしてもらいたいと思います。

それから、物的防護の件ですけれども、本当にできないのでしょうか。もう一回そういうことがあったら本当にどうするのですか。私はそっちのほう心配なのだけれども。役場にお金がなかったからしていませんでしたというので、理屈が通りますか。お金がないというのは、それは役場の理屈ですよね。誰でもお金がなければ何にもできないけれども、1 人命が落ちているわけですから、その辺はもう少し親身になって対応していただきたいなと私は思います。

私の質問は以上で終わりにします。どうもありがとうございました。

◇

○散 会

◇議長（新井賢次君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、散会といたします。

なお、明日 4 日は午前 9 時までに議場へご参集ください。

ご苦労さまでした。

午後 0 時 7 分散会